

令和 5 年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監査の対象及び実施日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	1 頁
4	監 査 の 着 眼 点	1 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	(1) 財政援助団体に対する監査	2 頁
	ア 実地監査	2 頁
	○城田地区まちづくり協議会		
	イ 書面監査	3 頁
	○進修まちづくりの会		
	○浜郷地区まちづくり協議会		
	○中島学区まちづくり協議会		
	(2) 公の施設の指定管理者に対する監査	5 頁
	ア 株式会社スコルチャ三重	5 頁
7	む す び	6 頁

令和5年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和6年3月26日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 井 村 貴 志

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象及び実施日

(1) 財政援助団体に対する監査

実施日等	対 象 団 体	所 管 課
令和6年2月16日	城田地区まちづくり協議会	市民交流課
書面監査	進修まちづくりの会	市民交流課
	浜郷地区まちづくり協議会	
	中島学区まちづくり協議会	

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

実施日	対 象 団 体（施設名）	所 管 課
令和6年2月15日	株式会社スコルチャ三重 （三重電子スマイルアリーナ小俣（伊勢市小俣総合体育館）・伊勢市大仏山公園スポーツセンター）	スポーツ課

3 監査の範囲

令和4年度（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体に対する監査

交付金等の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか、交付の目的どおりに事業が実施され効果をあげているか、交付金等は交付条件に則って適正に執行されて

いるか、出納関係諸帳票、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか、協定書等には必要事項が適切に記載されているか、施設は協定等に基づき適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか、利用料金の収納や費用の支出等の会計事務は適正に行われているか、所管課による指導監督は適切に行われているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、団体の担当者から当該財政的援助等に係る事業概要等について説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

なお、進修まちづくりの会、浜郷地区まちづくり協議会及び中島学区まちづくり協議会については、所管課及び団体から提出された事業実績報告書、収支決算書、関係諸帳簿等により書面監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 財政援助団体に対する監査

ア 実地監査

(ア) 事業の内容

○城田地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,800,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び臨時特例分)		1,328,591	
合計			3,128,591	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 8,857 円は翌年度に繰り越し、活動事業費のうち、収支決算の余剰金 226,909 円は市に返還されている。

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 交付金申請に係る収支予算書について、合計額と内訳額の積算額とに相違が認められた。交付の必要性を判断するため、申請書類は的確に審査されたい。
- ② 実績報告に係る決算書について、当初予算額との相違が認められた。その要因は補正予算の計上によるものである。団体の規約に則り、総会の議決を得るべきと考える。今後、活動の柔軟性を考えるならば、補正予算に関する規定を整備するよう指導されたい。

【団体】

意見

- ① 交付金申請に係る収支予算書について、合計額と内訳額の合計とに相違が認められた。申請書類は、交付の必要性を審査する根幹となるものであり、提出にあたり確認いただきたい。
- ② 実績報告に係る決算書の予算額について、当初予算額との相違が認められた。補正予算に関する規定がないことから、役員会における承認処理を行ったとのことであるが、補正予算も予算である。団体の規約では、総会の議決を得るべきと考える。今後は、規定の整備を行い、現状の取扱を追認の上、活動に努めていただきたい。

イ 書面監査

(ア) 事業の内容

○進修まちづくりの会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	2,400,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額及び世帯割額)		1,408,433	
	広報紙配布等協力金		2,535,800	
合計			6,344,233	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 234 円は翌年度に繰り越し、活動事業費のうち、収支決算の余剰金 370,917 円は市へ返還されている。

○浜郷地区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,800,000	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特例分)		2,982,250	
	広報紙配布等協力金		4,389,000	
合計			9,171,250	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 6,621 円及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金 6,220 円は翌年度に繰り越している。

○中島学区まちづくり協議会

(単位：円)

事業名及び項目		科目	金額	事業の目的
地域自治推進事業				
項目	事務運営費	交付金	1,780,241	まちづくり協議会が、地域課題を解決するために行う活動に対し、一定の財源を交付する。
	活動事業費 (基本額、世帯割額及び臨時特例分)		3,856,849	
	広報紙配布等協力金		6,297,400	
合計			11,934,490	

※事務運営費のうち、収支決算の余剰金 19,759 円及び活動事業費のうち、収支決算の余剰金 106,201 円は市へ返還されている。

(イ) 所見

監査の対象とした財政援助団体の当該交付金に係る出納及びその他の事務の執行は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 事務運営及び会計事務について、収入・支出伺いが適切に作成されていない等、改善すべきと思われる事例が散見された。交付金が適切に運用され、その事務が適切に行われるよう、所管課として適切に指導されたい。

意見

- ① 給与又は報酬について、根拠規程がない事例が認められた。給与又は報酬、労働時間等については、規程を作成すべきと考えるので、指導いただきたい。
- ② 食糧費について、「ふるさと未来づくり資金実施要綱」と「ふるさと未来づくり資金の執行のルール」とで記載内容が異なっている。誤解が生じないように、統一すべきと考えるので、検討いただきたい。

【団体】

意見

- ① 収入・支出伺いについて、1箇月分が事後に作成されている団体が認められた。本来、事前に権限者の承認を得ておくべきものと考えるので、見直しを検討いただきたい。
- ② 物品購入について、品名、数量及び用途等の記載がない事例が多数認められた。補助金の支出目的に沿うものかを確認するために必要と考えるので、見直しを検討いただきたい。

(2) 公の施設の指定管理者に対する監査

ア 株式会社スコルチャ三重

(ア) 公の施設の管理委託内容及び事業実績

三重電子スマイルアリーナ小俣（伊勢市小俣総合体育館）及び伊勢市大仏山公園スポーツセンター

指定期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理料：指定管理期間総額 176,027,356円（消費税込）

指定管理料：令和4年度分 35,663,298円（消費税込）

収支計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

〈株式会社スコルチャ三重 分〉

(消費税込、単位：円)

支出の部		収入の部	
科目	決算額	科目	決算額
人件費関係	19,967,911	指定管理料	35,663,298
維持管理費	8,082,518	施設利用	6,146,915
運営管理費	12,531,712	自主事業	228,000
自主事業	89,215	その他	1,029,483
その他	2,010,676		
支出計	42,682,032	収入計	43,067,696
	収支差額		385,664

(イ) 所見

監査の対象とした指定管理者の当該施設の運営管理は、自主事業の実施も含め、目的どおりに行われていると認められた。また、所管課による指定管理者の指定、指導及び監督は、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

- ① 指定管理者の候補者選定に係る結果通知について、選定外となった理由が提示されていない。市の指定管理者の指定手続は申請に基づいて候補者を選定することとしているものであり、行政手続法上、理由の提示が義務付けられている。適正な事務処理をされたい。

意見

- ① 令和5年4月からの指定管理の公募において、参加希望者が1社のみである。より良い施設運営のため、多くの提案を得ることができるよう、公募方法も工夫いただきたい。

7 むすび

今回の監査では、交付金交付事業において、その使途が判別しがたい支出が認められた。交付目的に沿って使用されたことがわかるよう明示願いたい。所管課においては、その趣旨でもっての指導をお願いしたい。そうすることが、所管課の業務の一助になるものとする。

なお、地方自治法は、「その公益上必要がある場合において補助することができる。」としており、その使途が公益に資するものか、その効果がどうであったのかを絶えず検証し、適切に交付事業に取り組んでいただきたい。

また、指定管理者制度については、指定管理者に特に指摘事項はなく、今後とも施設利用者の増加と満足度の向上に努めていただきたい。

なお、小俣総合体育館の利用について、利用率が上限に近付いているとのことであり、利用希望者に不満が生じないような配慮をお願いしたい。